

一般競争入札公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和 7 年 7 月 8 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
令和 7 年度産業廃棄物処理実績報告書等入力統計業務委託

- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。

- (3) 履行期限
令和 8 年 1 月 30 日(金)

- (4) 納入場所
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 産業廃棄物に関する知識を有し、大量の報告書の電子入力及び統計業務を迅速に遂行できること。
(2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号)第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
(3) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
(4) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成 26 年鹿児島県条例第 22 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ク 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 8 月 1 日(金)午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎 13 階会議室(13-環-1)

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

ア 交付場所 鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課監視指導班

イ 交付期限 令和 7 年 7 月 29 日(火)午後 3 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたり締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(2) 契約保証金 免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課監視指導班

電話番号 099-286-2596(直通)